

危険ブロック塀等の撤去・改修補助制度について

概要

2018年6月18日に発生した大阪府北部地震に伴うブロック塀の倒壊により、登校中の児童と見守り指導の高齢者、2名が犠牲となった痛ましい事故が発生しました。国や県の動向を踏まえ、地震によるブロック塀等の倒壊を未然に防ぐために危険ブロック塀等の撤去工事費の一部を補助します。

○補助対象者

ブロック塀等の所有者又は管理者を対象とします。
ただし、以下に該当する場合は補助金の交付を受けることができません。

- ・町税等を滞納している者
- ・販売目的での整地、解体を行う者
- ・公共事業等の用地取得に伴う損失補償を受けている又は受ける予定となっている者
- ・自己が所有する危険ブロック塀等を自ら撤去する者
- ・芝山町暴力団排除条例(平成24年芝山町条例第1号)第9条第1項に規定する暴力団密接関係者
- ・その他町長が不適当と認める場合

○補助対象となる危険ブロック塀等

ブロック塀等※1で次の全てに該当する物が対象です。

- (1) 芝山小学校の敷地から概ね500m以内の区域に存在すること
- (2) 道路に面し、高さが1.2mを超え、かつ高さが道路境界までの水平距離より高いもの
- (3) 町職員による事前調査により危険と判断されたもの

※1 コンクリートブロック塀、組積造(レンガ造等)の塀、万年塀
その他これらに類する塀及び一体の門柱並びに基礎

○補助対象となる工事及び金額

対象となる工事は、危険ブロック塀等を撤去する工事及び撤去した危険ブロック塀等の代替として必要となる軽量フェンス等を設置する工事とします。以下の(1)(2)の通りです。

(1) 危険コンクリートブロック塀等撤去…全撤去又は高さ40cm以下に減じる工事で次のいずれかのうち最も少ない額

ア 危険コンクリートブロック塀等の撤去に係る費用の2分の1
イ 撤去する危険コンクリートブロック塀等の長さ1m当り10,000円を乗じて得た額
ウ 100,000円

(2) 軽量フェンス等設置…次のいずれかのうち最も少ない額

ア 軽量フェンス等の設置に係る費用の2分の1
イ 設置する軽量フェンス等の長さ1m当り10,000円を乗じて得た額
ウ 150,000円

※ 軽量フェンス等…アルミ、スチール、ネットフェンス、生垣など、重量が重いもの以外のフェンスや門等

○事前申込受付期間

令和7年4月1日(火)から
事前調査申請書を添付の上、企画空港政策課 都市計画係まで提出してください。
※補助金交付申請前にブロック塀等の解体を行った場合は交付を受けることができません。

補助金交付までの流れ

事前相談 (4/1～事前調査申請受付)

<提出書類>

- ・事前調査申請書(別記第1号様式)

事前調査により
危険と判断

補助金交付申請 (11月末日まで)

<添付書類>

- ・誓約書(別記第4号様式)
- ・個人情報確認同意書(別記第5号様式)
- ・見積書の写し
- ・危険ブロック塀等の撤去計画図
- ・軽量フェンス等の設計計画図(配置図、断面図、立面図)

補助金交付決定

工事の実施

ブロック塀撤去工事 着工

ブロック塀撤去工事 完了

実績報告書の提出※工事完了後30日以内又は交付決定年度の2月末日までいずれか早い日まで

<添付書類>

- ・領収証の写し
- ・撤去後の写真(カラーで全景が分かるもの)
- ・軽量フェンス等の設置工事の場合 工程ごとの施工写真

補助金額決定通知

交付請求書 提出